

**匝瑳市情報公開審査会及び匝瑳市個人情報保護審査会並びに匝瑳市行政不服審査会
会議録結果概要**

- 開催日時 平成29年5月29日(月) 午後1時30分から2時15分まで
- 場所 議会棟2階第2委員会室
- 出席委員 椎名勤、加瀬貞明、熱田康雄
- 市出席者 (特別職) 太田安規市長
(事務局/総務課) 宇井和夫課長、菊間和彦主査、石毛宏明主査、
小山田晃大主事

発信者	内容
事務局	<p><会議結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・匝瑳市情報公開審査会及び匝瑳市個人情報保護審査会並びに匝瑳市行政不服審査会の会長に椎名委員を選任した。 ・匝瑳市情報公開審査会及び匝瑳市個人情報保護審査会並びに匝瑳市行政不服審査会の会長職務代理について椎名会長の指名により加瀬委員に決定した。 <p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆様方には大変お忙しい中、ご出席を頂き、誠にありがとうございます。 <p>本市では、市政に対する市民の理解をいただくとともに、情報公開やプライバシーの保護等といった市民の権利・利益を守るため、「情報公開条例」「個人情報保護条例」「行政不服審査条例」を制定して、行政の適正な運営に努めているところであります。</p> <p>また、重要事項については、それぞれの審査会に諮り、委員の皆様には審査をいただくこととなりますので、各審査会の円滑な運営に際し、委員の皆様方のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>3 委嘱書交付</p> <p>4 匝瑳市情報公開審査会及び匝瑳市個人情報保護審査会並びに匝瑳市行政不服審査会の会長の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任について、事務局としては、情報公開審査会、個人情報保護審査会、行政不服審査会のいずれも同じ方に会長をお願いをしたいと考えております。 <p>また、会長の選任については、いずれの審査会も「委員の互選により定める」と、条例に規定されておりますので、会長の選任について、何か御意見等がありましたら、お願いをいたします。</p>
委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局から何か意見はありますか。 ・会長については、直近の平成23年度まで、匝瑳市情報公開審査会及び匝瑳

各委員 事務局	<p>市個人情報保護審査会の委員として就任していただいております、本市の行政運営等に幅広い分野でお力添えを頂いております、椎名委員を事務局としては推薦させていただきたいと存じます。</p>
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし ・委員の皆様から事務局提案のとおり椎名委員に会長をとの御意見がありました。椎名委員におかれましては、会長について、お引き受けいただけますでしょうか。 ・はい。 ・それでは、委員の皆様のご御意見により、匠瑛市情報公開審査会及び匠瑛市個人情報保護審査会並びに匠瑛市行政不服審査会の会長は、椎名委員が選任されました。よろしくお祈いします。
事務局	<p>5 匠瑛市情報公開審査会及び匠瑛市個人情報保護審査会並びに匠瑛市行政不服審査会の会長職務代理の指名について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理者についても、事務局としては、情報公開審査会、個人情報保護審査会、行政不服審査会を通じて、いずれも同一の方に会長職務代理者をお願いしたいと考えております。 また、会長職務代理者の指名については、いずれの審査会も、会長が指名するという条例の規定になっておりますので、会長から御指名を頂きたいと存じます。
委員 委員 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・加瀬委員を指名します。 ・異議なし。 ・はい、それではお引き受けします。 ・それでは、会長職務代理者は、会長の指名により、加瀬委員に決定しました。よろしくお祈いします。
事務局	<p>6 匠瑛市情報公開審査会</p> <p>(1) 匠瑛市情報公開制度の概要等について</p> <p>(2) 平成28年度の情報公開制度の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)、(2)について資料を基に説明。
事務局	<p>7 匠瑛市個人情報保護審査会</p> <p>(1) 匠瑛市個人情報保護制度の概要等について</p> <p>(2) 平成28年度の個人情報保護制度の実施状況について</p> <p>(3) その他報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)、(2)、(3)について資料を基に説明。
事務局	<p>8 匠瑛市行政不服審査会</p> <p>(1) 匠瑛市行政不服審査制度の概要等について</p> <p>(2) 匠瑛市における審査請求の事例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)、(2)、(3)について資料を基に説明。

9 閉会